科学研究費助成事業 研究成果報告書



平成 28 年 6 月 2 0 日現在

機関番号: 32718

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2011~2015

課題番号: 23530201

研究課題名(和文)小国のEU統合政策 - 国家存続と統合の狭間をめぐる葛藤 -

研究課題名(英文)European Union Policy of Small States

研究代表者

小久保 康之 (KOKUBO, Yasuyuki)

東洋英和女学院大学・国際社会学部・教授

研究者番号:60221959

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,800,000円

研究成果の概要(和文): 本研究では、ヨーロッパの小国がEU統合に対してどのように向き合っているかと検証した。非EU加盟のノルウェー、アイスランドはEEA(欧州経済領域)の枠組みを通じて、スイスはEUとの分野別双務協定を通じて、EUとの密接な関係を維持することでEU統合と共存する道を探っていることを明らかにした。その中で、アイスランドはEU加盟も検討しているが、世論が2分している状況も精査した。また、ベルギーはEU統合を更に深化させることが同国の国益に繋がると考えており、マルタも忠実な加盟国としての姿勢を見せることで、EU統合の枠組みを活用しようとしている様を明らかにすることができた。

研究成果の概要(英文): The purpose of this study is to clarify how the European small states are facing to the European integration process. Non EU countries, such as Norway and Iceland, are trying to keep a good relationship with the EU through the European Economic Area(EEA), Switzerland through bilateral agreements with the EU. Among these states, Iceland is seeking also the membership to the EU but the public opinion is divided into two camps.

Belgium think that the deepening of the EU integration will bring more interests to her and Malta tries

to use the EU framework showing its faithful attitude as a member-state of the EU.

研究分野: EU研究

キーワード: 小国外交 EU スイス アイスランド ノルウェー ベルギー アイルランド マルタ

1.研究開始当初の背景

- (1) ヨーロッパの小国は、EUに加盟し、EU統合に積極的な国とEUへの加盟を拒絶し、EU統合に一定の距離を保っている国とに分類される。両者ともにアプローチは違えども、小国として国家存続の道を模索していることに変わりはないが、必ずしもその微妙な違いや各国における対EU政策に関する国内議論の状況は明らかではなかった。
- (2) E Uに加盟している小国の内、ベルギー、マルタ、アイルランドを比較すると、ベルギーは E Uの原加盟国であり、当初からヨーロッパ統合に積極的であった。マルタは、E U 加盟に対して国内を 2 分する激論の末 E U に加盟している。アイルランドも、E Uの基系約改正の度に国民投票で薄氷を踏む思いをしながら E U加盟国でありつづけている。これら諸国は同じ E U加盟国であっても、微妙にそのスタンスに違いが感じられるが、どこからそうした違いが生じているのかは明らかではなかった。
- (3) EFTA加盟国のノルウェー、アイスランド、スイスについては、主権国家としての地位保全と小国の様々な国益を守る立場からEU加盟を拒絶し、それぞれの手法でEUとの関係維持に努めているが、必ずしもその状況は明らかではなく、 また、各国国内における対EU政策を巡る葛藤なども明白にはなっていなかった。

2. 研究の目的

- (1) ヨーロッパの小国がEU統合に参加するのは、EU加盟国となることで、国家として存続し、小国の国益を保護することに繋がっていう仮説を検証することが第1の目のまり、超国家的な国際機関である。 超国家としての自律としての自由度には制限が加えられることでは制限が加えられることには制限が加えられることにある支配には制限が加えられることにある支には制限が加えられることにある支には制限が加えられることで、大国に参加していることで、大国は持るで、という・という・という議論と対立するものである。
- (2) 他方、未だにEUに加盟しない小国が存在しているのも事実であり、それらの小国が何故EUに加盟しないのか、非加盟の状況でEU統合とどのように向き合っているのか、を明らかにすることが第2の研究目的となる。もし、EU加盟により、国家としての存続が危ぶまれ、国益が保護できなくなる、という明白な理由があり、国家として生き残るためには、EU非加盟でいた方が良いという判断があるとするなら、それは(1)で述べた仮説と対立するものであり、その場合は、当該国が小国として、どのようなスタンスでEU統合

- と関わっていたのか、現在どのような対EU政策を進めようとしているのか、といった点を明らかにする必要が出てくる。その作業を進めることで、EU統合に距離を置いている小国の実態を明らかにし、小国がどのような政策を進めることで国家としての存続を維持しようとしているのかを突き止めることが本研究の大きな目的となる。
- (3) E U統合が深化する中で、加盟国の国家としての枠組みは E Uの中に溶解してしまう方向にあるのか、国家という政治システムはもはやヨーロッパにおいては時代遅れなのか、という根本的な問いに対して、(1)と(2)で述べた小国の対 E U政策の検証を通らである。その結果として、E U統合のが、首国家が集まって構成している超国家が集まって構成している超国家が集まって構成している超国家がよりに位置づけられるのか、E Uに加盟しように位置づけられるのか、E Uに加盟ように位置づけられるのか、E Uに加盟ように付置いに答えることができると考えた。
- (4) 上記のような研究を進めるために、以下の諸国について、個別に研究目的・検証内容を事前に定めた。

ベルギー:EUの原加盟国である同国は、一貫してEU統合の推進者であった。グローバル化する国際経済・社会環境の中で、EU統合を進めることが小国の国家としての立場を強め、同国の国益を守ることにどのように繋がってきたのか、今後どのようなEU統合を同国は望んでいるのか、といった諸点を明らかにし、EU統合の中心国からの視点を提示する。また、同国が抱える言語対立に強を発する国内対立は、EU統合への参加と連動している部分があるのかどうかについても検証する。

アイルランド:同国はEUのニース条約や リスボン条約の批准に当たって、国民投票で 一度否決した後に、再国民投票で辛うじて賛 成を獲得するという綱渡りを演じ、他のEU 加盟国に動揺を与えてきた。しかし、同国は、 EUの中で最も経済的に発展の遅れた国か ら、奇跡的な経済発展を遂げ、金融立国とし ての地位を謳歌した時期もあり、裕福な加盟 国へと成長した。その要因としては、EU統 合の枠組みの中で、EUからの多額の援助が 流れたことや、EUの枠組みを活用した同国 の経済戦略が指摘できる。それ故、同国は親 EU統合国と見られているが、国民投票によ る結果分析では、必ずしも同国国民がEU統 合に積極的ではない側面も指摘されてきた。 また、同国が E U基本条約を批准するために、 EU側が多くの点でEUの超国家性を強め る方針を撤回し、小国の国家としての存在が

E U内で保持できるような譲歩が行われた。 同国が持つ、こうした対 E U政策の 2 面性に ついて検証する。

マルタ:同国は、長年EU加盟を巡り、国内を2分する対立を繰り広げた。加盟申請を提出した後も、政権交代に伴い、申請を棚上げにした時期もあった。特に、人口がルクセンブルクを下回る小国として、EU統合に参加することで、主権国家としての存続が懸念された。地中海の小国として果たしてEU加盟が良き選択であったのかどうか、2004年にEU加盟を果たした同国の現状を調査し、同国がEU加盟国としてどのような政策を進めようとしているのかを明らかにする。

アイスランド:同国は、長らくEU統合からは距離を置いていた。金融立国として2000年代に入ってから大きく経済成長を遂げたが、2008年のリーマン・ショックの影響で、金融不安に陥り、EUによる経済的・政治的庇護の必要性を痛感して2009年に加盟申請を提出した。同国が、なぜそれまではEU統合に距離を置いていたのか、急にEU加盟へと方針転換したのは何故なのか、EU加盟交渉の進捗状況も含めて調査する。

スイス:同国は、1992 年にEUへの加盟申請を提出したが、同年、EU加盟の前提となるEEA(欧州経済領域)への参加を国民投票で否決したために、加盟申請は凍結されたままである。同国国民がEEAそしてEUに参加することを躊躇している理由はどこにあるのか、現在同国はどのような対EU政策を進めているのか、といった点に焦点を当てた調査を実施する。

ノルウェー:同国は、EUへの加盟条約に調印するも、その批准に当たっての国民投票で、1972年と1994年の2回にわたって否決し、今やEU加盟は同国の政策目標になっていない。しかし、EEAの枠組みには参加し、またシェンゲン協定にも参加するなど、EU統合と密接な関わり方をしている。同国民がEU加盟を拒絶してきた背景、現在どのような対EU統合政策を進めているのか、を明らかにする。

3.研究の方法

- (1) 研究目的に上げた小国6カ国の対EU政策について、それぞれ先行研究をまとめ、各国の政府、外務省、その他関係省庁、主要政党などのステークホルダーのホームページからの情報・データを入手し、分析する。そこから整理できる点と疑問点を抽出し、現地調査の準備を行う。
- (2) 本研究では、現地調査に重点を置き、文献調査では明確でない点について、現地で外務省その他の官庁関係者、主要政党の関係者

といった政策決定に関わっている人物へのインタビュー調査を行い、それぞれの対EU政策の方向性について現状の把握に努める。更に、報道関係者、研究者との意見交換を行い、該当国の対EU政策の位置づけについて考察を行う。そうした作業を通じて、これまで不明瞭であった小国の対EU政策の実像を明らかにする。

(3) 現地調査の結果を踏まえ、文献調査と併せて、本研究の研究目的についての考察を行う。

4. 研究成果

(1) 研究目的に上げた調査対象国での現地調査結果と文献調査により、それぞれ以下のような研究成果を得ることができた。

残念ながら、イスラム国によるテロ事件やロシアのクリミア半島併合に伴う制裁の応酬などにより、2度にわたり予定していた現地調査を断念せざるを得なくなり、申請していた研究期間内にノルウェーでの現地調査を実施することができず、同国だけ文献調査に頼らざるを得なくなってしまった。他の5カ国については、最低1回、国によっては複数回の現地調査を実施することができた。

ベルギー:同国は、E U統合の当初からの 統合推進国であり、現在でもE U統合の更な る深化、特に連邦化を望んでいる。小国ベル ギーが生き残るためには、E U統合の枠組み の中で大国と同等の地位を確保し、大国に を超国家的なE U建設により排除 る支配を超国家的なE U建設により排除 ることが可能になったと考えている。E U の連邦化が進めば、加盟国の国が、E U になるなりには が進まなければ、小国は再び大国の 連邦化でなると判断しており、E U であると確信していることが一層明らか になった。

アイルランド:同国は、EU統合に参加す ることで、ケルトの虎と呼ばれたように一時 期金融立国として奇跡的な経済成長を遂げ たが、EUとの関係においては常に国家とし ての独立性や同国の独自性を守る立場を取 ってきた。欧州委員会に小国からも必ず委員 を派遣できるように主張した点や、同国の中 立政策の独自性を保とうとした点などにつ いて、EUから譲歩を引き出して、小国がE U内での発言権を確保できるように交渉を 行ってきた。同国国民は、EUからの経済的 な恩恵については理解しているものの、概し てEU統合全体の進展については無関心で あり、そのことが E U基本条約の批准のため の国民投票での否定票に繋がっている。EU において小国の意思が常に反映されるよう な枠組みが不可欠と考えており、ベルギーの ように一層の連邦化を支持する立場とは一

線を画し、EU統合の進展によりヨーロッパ 地域全体の安定と繁栄が確保されることに は賛同しているものの、小国の利害を守るこ とについて敏感であることを明らかにする ことができた。

マルタ:同国は、2004年にEUに加盟して 以来、一貫してEUの忠実なる加盟国である うとしてきた。小国であるが故に人的資源に 乏しく、ブリュッセルでの多角的な交渉を担 える人材を育成することに苦労しているが、 EU加盟国となり、シェンゲン協定、ユーロ 圏に入ったことが、同国の経済的繁栄に繋が っている。特に、ヨーロッパ大陸からの多く の観光者の来訪や、留学生の受け入れなど、 EU加盟後にマルタが経験している経済的 恩恵を国民は肌で感じており、EU加盟に対 する不安感は払拭されている。EUに加盟す ることで、小国でありながら一定の安定と経 済的繁栄を維持することができるようにな っており、EU加盟を肯定的に捉えるように なっていることが現地調査では明らかにな

アイスランド:同国は、2009年にEUへの加盟申請を提出し、最初の現地調査を行った2012年時点では加盟交渉が続いていたが、翌年の2013年4月に政権交代が起こり、独立党を中心とした連立政権は加盟交渉を中心とした連立政権は加盟交渉を中心とした連立政権は加盟交渉を中心とした連立政権は加盟交渉を中心とした連立政権は加盟交渉を中心という書簡を送り、同年9月にはEUに対して加盟候補国国のEU加盟問題は暗礁に乗り上げてしまった。2015年11月に実施した現地調査ではないが、どのように取り扱うかコンセンサスが存在していない状況が明らかになった。

同国がEU加盟を申請した背景には、金融立国として 2000 年代に入ってから急成長したが、2008 年のリーマン・ショックの影響による経済的打撃に伴い、EUという政治的充護が小国には必要であるという。しかし、その後経済的充護が小国には必要であるというがあったという。しかし、その後経済れ、第国を主張されていた漁業国としての独自性など勢力を強り返したという。現地調査の結果では、高いを記したという。現地調査の結果では、この経済状況が悪化すれば、再びEU加盟議論が持ち上がる可能性が大きいという。

アイスランドの対EU政策が揺れている 理由としては、同国がEU本土から距離的に 離れている事や漁業以外に主たる産業を有 していないことが背景にあり、直接EUと接 する機会が少ない同国では、EU加盟が同国 にとって死活問題として意識されていない ことを指摘できることが明らかになった。と は言え、経済的にEUとの繋がりを無視する ことができなくなっている現在、同国が対E U関係を見直すことが不可欠であるとの意見も現地調査では多く聞かれた。

スイス:同国は、1992年の国民投票でEEAへの参加を否決して以来、EU市場との良好な関係を維持することがスイス経済にとって不可欠との立場から、まずはスイス側の法律をできる限りEU法に接近させる政策を取り、次いで、分野別にEUと交渉を行い、1999年に「バイラテラル」という双務協定を調印し、EUとの関係維持に努めてきた。この特殊性を協定に反映させることができるため、主権を維持しつつEU市場に接近させることができる方法として注目されていた。

2013年に現地調査を実施した段階では、そのようなスイスの積極的な対EU政策が進められる一方、国内世論の右傾化が懸念される状況を確認できた。ところが、2014年2月に右翼政党「スイス国民党」が主導した大量移民規制法が国民投票で可決され、憲法改正が行われたため、EUと人の自由移動を巡る協定についての再交渉が余儀なくされ、それが対EU関係に多大な影響を及ぼすことが想定される事態となった。

そこで 2015 年に、再度現地調査を実施したところ、スイス国内は、当該国民投票の結果、言語圏間の対立が激しくなり、また大量移民規制と対 E U協定との矛盾をどのように調整するか極めて難しい局面に立たされていることが分かった。2014 年からは「バイラテラル」の交渉も進められているが、スイスの対 E U政策はスイス国内の直接民主主義制度との兼ね合いで危機に直面していることが明らかになった。

ノルウェー:テロによる治安悪化などによ り渡航自粛を余儀なくされるなど、同国への 現地調査を研究期間中に実施することがで きなかった。同国はEEAだけでなく、シェ ンゲン協定にも参加するなど、EU市場への 積極的な接近政策を行っている。EUへの加 盟自体は現時点で政策目標として掲げられ ていないが、NATOを通じてEU諸国との 情報交換の場を作り、またEU市場に準拠し た国内体制を作ることで、EU市場へのアク セスを確保している。同国も小国であるが故 に、EU統合の流れに巧みに同国を誘導しつ つ、主権国家としての対面を保つという2面 作戦を維持していることが明らかになった。 本年(2016年)8月に、改めて現地調査を実 施する予定にしている。

(2) 以上のように研究目的に掲げた小国 6 カ 国の対 E U政策の現状をそれぞれ明らかに することができた。

EUに加盟している3国は、それぞれ微妙に立場が異なり、ベルギーは連邦化推進、マルタは忠実なる加盟国、アイルランドは国家

としての発言権確保、という方向にあるが、いずれもEU統合に参加しつつ、国家として存続する方向性を模索していることが明らかになった。これら諸国も、自国がEUに埋没することは望んでおらず、あくまでも国家としてEUの一員でいることが、自国の存続、安定と経済的繁栄に繋がると考えている。

他方、非EU加盟国の 3 カ国については、 ノルウェーがEEAの枠組み重視、アイスラ ンドがEU加盟を模索、スイスが双務協定の 推進という方向で、対EUとの関係調整を目 指しており、こちらもEUと距離を置くので はなく、国家としての存続を保ちつつ、EU 統合の流れに自国経済をどのように調和さ せるかを、それぞれの手法で進めていること が明らかになった。

(3) 総じて、本研究により、小国が国家としての存続を前提として対EU政策を進めている諸相が明らかになり、EU統合により国家が主権国家としての役割を終えていく流れにはなく、反対にEU加盟国であれ、非EU加盟国であれ、それぞれの国家が小国とは言え、自国の存続を念頭に置きながらEUとの関係調整に努めていることが明らかになった。

5 . 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

[雑誌論文](計1件)

<u>小久保康之</u>、スイスのEU政策、日本EU 学会年報、査読有、第36号、2016、268-286

[学会発表](計3件)

小久保康之、非EU加盟のEFTA諸国と EU統合、日本政治学会、2016年10月1 日、立命館大学、大阪府茨木市

小久保康之、スイスのEU政策 - 第3の道はまだ可能か、日本EU学会、2015年11月22日、関西大学、大阪府吹田市

<u>小久保康之</u>、アイスランドとEU-EU加盟に向けて、日本国際政治学会、2012年10月19日、名古屋国際会議場、愛知県名古屋市

[図書](計4件)

<u>小久保康之</u> 他、春風社、E U統合を読む、 2016、280(5-29)

<u>小久保康之</u> 他、弘文堂、国際関係論[第 2 版]、2016、278(151-169)

<u>小久保康之</u> 他、ミネルヴァ書房、現代の 国際政治 第3版、2014、430(262-287) <u>小久保康之</u> 他、ミネルヴァ書房、EU・ 西欧、2012、238(33-51)

6.研究組織

(1)研究代表者

小久保 康之(KOKUBO, Yasuyuki) 東洋英和女学院大学・国際社会学部・教授 研究者番号:60221959